

お 願 い

この依頼は、平成 30 年及び令和元年の係留状況調査をもとに、今回の対象地区にプレジャーボートを係留されている方に送付しています。

引き続き係留される方は、申請手続きを行って下さい。

既に所有者が替られている場合には、新たな所有者へお伝え下さるとともに、当支所にご一報くださるようお願いいたします。

また、廃船された方、漁船登録された方も同様にお知らせ下さい。

※メール連絡の場合、件名に【小型船舶 ご自身の氏名】を入力の上、次の内容をご連絡下さい。

- ① お名前・日中連絡がつく電話番号・分かれば船舶番号
- ② 係留場所(資料 3 地区名参照)
- ③ 譲渡された場合、譲渡先の方のお名前・ご連絡先ご住所 電話番号
- ④ 廃船の場合、廃船年月日・ご依頼業者名
- ⑤ 漁船登録の場合、HS3 から始まる漁船番号を入力してください。

※ファックスご利用の場合も、同様にご記入ください。

お手数をお掛けしますが、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

担 当 広島県東部建設事務所 三原支所
管理課 管理第二係

連 絡 先 0848-64-4264(中室・西山・秋田)

ファックス 0848-64-4176

メールアドレス djwmkanri@pref.hiroshima.lg.jp

問合せ受付日時…月～金曜日 9:00～16:30

※メール・ファックスは、上記日時以外でも可能です。

但し、こちらからの照会等は後日となります。

令和6年8月16日

プレジャーボートの所有者 様

広島県東部建設事務所長
〒723-0015 三原市円一町 2-4-1
三原支所管理課

プレジャーボートの係留保管の適正化推進に関する
係留許可申請手続きについて（依頼）

県行政の運営については、日頃から御協力を頂き、厚くお礼を申し上げます。

広島県では、プレジャーボートの適正保管を進めてきており、今後、県管理の水域にプレジャーボートを係留しようとする場合には、県が指定する係留可能場所の許可が必要になります。

この係留可能場所は、既存の港湾・漁港内の静穏な水域で、漁業活動や周辺環境に支障がない水域を「小型船舶用泊地(又は暫定係留区域)」として、県が順次指定していきます。

今回、貝野・沼田川・西野川・三原内港・和久原川・須波地区（所有者の該当地区については、別紙「地区別実施計画」を参照）で「暫定係留区域」を指定して係留申請案内を開始することとなりました。諸条件により泊地が設定されない地区もあります。

今後も同地区に係留される場合は、次のとおり「暫定係留区域等使用許可申請書」により申請くださるようお願いいたします。

- 1 申請書類：暫定係留区域等使用許可申請書 2部（うち1部はコピーで可）
- 2 申請先：〒723-0015 三原市円一町二丁目4-1
広島県東部建設事務所三原支所 管理課管理第二係（郵送可）
- 3 申請期限：令和6年9月30日（月）まで

なお、類型は変更されましたが、高齢者にとっては危険であることから、新型コロナウイルス感染症対策を継続し、当初予定していた現地説明会は取りやめですが、次のとおり個別の相談会を開催することといたしますので、ご希望の方は、別紙「参考新型コロナウイルス感染症対策について」をご一読ご留意の上、お越してください。

また、当支所にて随時相談、受付業務をしております。ご質問やご不明な点がございましたら、当支所管理課までお問い合わせください。

○相談会開催日時：令和6年9月13日（金）午前10時00分～午後3時00分

○相談会開催場所：広島県東部建設事務所 三原支所 1階 第1会議室

（尾道市円一町 2-4-1 TEL 0848-64-4264）

※マスク着用、入室前の消毒など感染防止対策にご協力ください。


※この依頼は、平成30年及び令和元年の係留状況調査をもとに、補足説明記載の波止及びその近郊にプレジャーボートを係留等されている方に送付しています。

※既に所有者が替られている場合には、**新たな所有者へ**お伝えくださるとともに、当支所にご一報くださるようお願い致します。また、**廃船された方、漁船登録された方**も同様にお知らせください。

担当 管理課 管理第二係
連絡先 0848-64-4264（中室・西山・秋田）

暫定係留区域等使用許可申請に係る書類について

1 暫定係留区域等使用許可申請書（資料⑤）について

- 「申請者」欄に、連絡が可能な電話番号を記載してください。
- 「1 使用する暫定係留区域等」は、記載例（資料⑥）のとおりに入力してください。
- 「2 係留を行う船舶等」について、
 - ・「(1) の船舶」は、
ご自身の船の船種と小型船舶の登録番号を記載してください。船舶の長さについては、船舶検査証書に記載されている長さを記載してください。（有効期間内の船舶検査証書を A4 用紙にコピーして添付してください。）
 - ・「(2) 係留の用に供する工作物」は、
記載例（資料⑥）のとおり、船を係留するために使用している工作物に  をしてください。
※その他の工作物があれば、「ク その他（ ）」に記入してください。
※通船、栈橋及び渡橋には、長さも記入してください。
- 「3 使用期間」については、
使用期間の始期は、空欄のままとしておいてください。
使用期間の終期は、令和 11 年 3 月 31 日までと記載してください。

2 必要な添付書類について

申請書へ添付していただく書類は、「資料⑦ 必要添付書類一覧表」のとおりです。

3 書類の提出部数

2 部（県審査用と申請者への返却用です。うち 1 部はコピーで可）を広島県東部建設事務所 三原支所管理課へ提出してください。

※提出先は、封筒に記載のとおりです。

その他

- 1 使用料は当面は無料ですが、令和 7 年度から使用料が必要となります。
今回の説明に係る地区については、船舶の長さ（通船、栈橋及び渡橋の長さを加えます。）1m 当たり月額 320 円の使用料となります。
- 2 広島県東部建設事務所三原支所のホームページへ関係資料を 8 月下旬までにアップする予定です。

[\(https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/218/\)](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/218/)

その他、申請書及び添付資料などのご質問等やご不明な点がございましたら、ご遠慮なく管理課までお問い合わせください。

尾道糸崎港 貝野・三原内港・和久原川地区における プレジャーボートの係留保管の適正化推進について

【配布資料一覧】

- 資料 1 放置艇解消のための基本方針（リーフレット）
- 資料 2 許可艇転換チラシ
- 資料 3 地区別実施計画
- 資料 4 禁止区域図
- 資料 5 暫定係留区域等使用許可（変更）申請書
- 資料 6 暫定係留区域等使用許可（変更）申請書 <<記載例>>
- 資料 7 必要添付書類一覧表
- 資料 8 位置図
- 資料 9 位置図 <<記載例>>
- 資料 10 見取り図
- 資料 11 見取り図 <<記載例>>
- 資料 12 誓約書
- 資料 13 写真 <<撮影例>>

新型コロナウイルス感染症対策について

～感染症拡大防止のため、必ず内容を確認してください。～

1 環境整備について

クラスター（集団）の発生リスクを下げるための3つの原則に基づいた対策を実施します。

- 1 換気を励行する（密閉対策） 施設の換気機能の活用やドアや窓の開放を行います。
- 2 人の密度を下げる（密集対策） 人数を制限します。（会場の通常定員の1/2以下とします。）
- 3 近距離での会話や発声を避ける（密接対策） 配席や内容を工夫します。

なお、入口に消毒液を置きますので、ご活用ください。

2 参加者の方へのお願い

相談会に参加するにあたり、次の3点について御協力をお願いします。

【チェックリストとしてご利用ください。】

□ 体調がすぐれない場合は欠席

当日検温し、発熱（37.5度以上）や倦怠感がある場合、体調が心配な場合などは、出席を止めてください。

□ 咳エチケットと手洗いの徹底

室内ではマスクを着用（各自で用意）し、人との距離を確保するとともに、入室前に消毒、手洗いするなど感染防止対策をとってください。

□ 体温調整のできる服装

会場のドアや窓を可能な限り開放します。快適な室温の維持が困難となるため、各自、体温調整ができる服装でお越しください。



県管理水域での プレジャーボートの 係留には許可が 必要になります。

広島県は、令和7年度末の放置艇解消を目指しており、正規の保管施設に係留していないプレジャーボートは係留許可が必要になります。

1. 令和元年9月から順次、県管理の港湾・漁港に「小型船舶用泊地」を指定しています。
2. 小型船舶用泊地に泊めるためには、県へ「許可申請」が必要になります。
3. 小型船舶登録をされている方には、県の建設事務所等から「現地相談会」の開催案内があります。ご参加をお願いします。
4. 許可を受けずに泊めている場合は、撤去指導を行います。
5. 令和7年4月からは使用料が必要となります。

区分	月単価 (円)
国際拠点港湾・重要港湾 (広島港, 尾道糸崎港, 福山港)	320円
地方港湾・漁港	300円

使用料の計算方法は
裏面をご覧ください

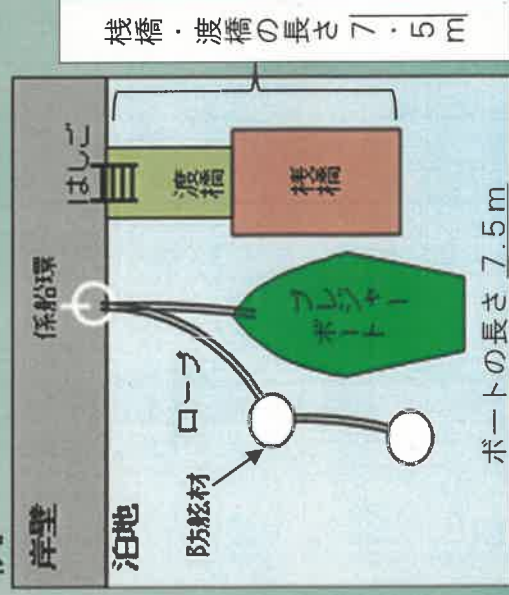




使用料の計算方法

1隻1か月につき船舶の長さ(桟橋及び渡橋の長さ)を加えます。1m未満は切り上げ)
に単価を乗じた額とします。
※ 船舶の長さ:登録長

例



1か月当たい使用料

○ 渡橋等がある場合

- ・ 重要港湾以上 : $(7.5\text{m} + 7.5\text{m}) \times 320\text{円} = 4,800\text{円}$
- ・ 地方港湾・漁港 : $(7.5\text{m} + 7.5\text{m}) \times 300\text{円} = 4,500\text{円}$

○ 渡橋等がない場合 (1m未満を切り上げ 7.5m ⇒ 8m)

- ・ 重要港湾以上 : $8\text{m} \times 320\text{円} = 2,560\text{円}$
- ・ 地方港湾・漁港 : $8\text{m} \times 300\text{円} = 2,400\text{円}$

※ 個別の計算については、申請の際にお尋ねください。

**ご不明な点はお気軽に
お尋ねください。**

広島県 港湾振興課 海域管理グループ
 TEL 082 (513) 4038 FAX 082 (223) 2463
 E-Mail : dokouwan@pref.hiroshima.lg.jp